

葛飾区優良建築物等整備事業補助金交付要綱

平成9年7月31日
9葛都第134号
区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、葛飾区優良建築物等整備事業実施要綱（平成9年7月31日付け9葛都第133号。以下「実施要綱」という。）第2条第1号に規定する優良建築物等整備事業（以下「優良事業」という。）を行う者に対し、葛飾区が行う補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付対象となる者は、実施要綱第2条第2号に規定する施行者（以下「施行者」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日付け建設省住街発第47号。以下「国補助要領」という。）第3第3項1号イ（2）に規定する調査設計計画、土地整備及び共同施設整備とする。ただし、既存ストック再生型優良事業においては、土地整備を除く。

(補助金の額及び算出方法)

第4条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で、補助対象事業に要する費用の額の3分の2以内の額とし、補助対象事業に要する費用の算出方法は、国補助要領第5に定めるところによる。

(標準費用額等)

第5条 葛飾区長（以下「区長」という。）は、補助対象事業のうち必要と認めるものについて、事業に要する標準的な費用の額（以下「標準費用額」という。）を定めることができる。

2 前項の規定により標準費用額を定めた場合は、実際に補助対象事業に要する費用の額と標準費用額とのいずれか少ない額を前条に規定する補助対象事業に要する費用の額とする。

3 前2項により算出した額は、6,000円の整数倍となるように端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする施行者は、優良建築物等整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、区長に申請しなければ

ばならない。

- (1) 実施計画表（第1号様式別紙1）
 - (2) 年度別事業計画内訳書（第1号様式別紙2）
- （交付決定）

第7条 区長は、前条に規定する申請があったときは、提出された書類の内容等を審査し、この要綱に基づく補助金の交付を適当と認めるときは優良建築物等整備事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、この要綱に基づく補助金の不交付を適当と認めるときは優良建築物等整備事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知しなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する補助金の交付決定に当たって、実施要綱第1条に規定する補助金の交付の目的を達成するために、必要に応じて条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 施行者は、前条に規定する補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受領した日から14日以内に優良建築物等整備事業補助金交付申請取下書（第4号様式）により、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はその効力を失う。

（事業の内容の変更）

第9条 施行者は、第7条に規定する補助金の交付決定後において、優良事業の内容を変更しようとするときは、優良建築物等整備事業内容変更承認申請書（第5号様式）を区長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で区長が認めるものについては、この限りでない。

- 2 区長は、前項に規定する申請があったときは、提出された書類の内容等を審査し、当該変更を承認したときは優良建築物等整備事業内容変更承認書（第6号様式）により、当該変更を不承認したときは優良建築物等整備事業内容変更不承認書（第7号様式）により施行者に通知しなければならない。

（経費の配分及びその変更）

第10条 施行者は、第7条に規定する補助金の交付決定後において、補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、補助金の経費の配分変更承認申請書（第8号様式）を区長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する申請があったときは、提出された書類の内容等を審査し、当該変更を承認したときは優良建築物等整備事業補助金の経費の配分変更承認書（第9号様式）により、当該変更を不承認したときは優良建築物等整備事業補助金の経費の配分変更不承認書（第10号様式）により施行者に通知しなければならない。

（事業遂行状況報告）

第11条 施行者は、優良事業の遂行状況を第4四半期を除く四半期ごとに事業の優良建築

物等整備事業遂行状況報告書（第 11 号様式）により区長に報告しなければならない。

（遂行命令等）

第 12 条 区長は、施行者が第 7 条の規定による補助金の交付決定、第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定による変更承認（以下「これらを「補助金の交付決定」という。）の内容又はこれに付した条件に従って優良事業を遂行しないと認めるときは、これらに従って当該優良事業を遂行することを命じることができる。

2 区長は、前項の規定によりなした命令に施行者が従わないと認めるときは、当該優良事業遂行の一時停止を命じることができる。

（実績報告）

第 13 条 施行者は、優良事業が完了したとき（実施要綱第 7 条第 2 項に規定する事業廃止の承認の通知を受けたときを含む。以下同じ。）は、優良建築物等整備事業完了実績報告書（第 12 号様式）により速やかに区長に報告しなければならない。

2 施行者は、優良事業が複数年度にまたがる場合、当該優良事業の完了日の属する会計年度を除き、会計年度ごとに、優良建築物等整備事業年度終了実績報告書（第 13 号様式）により当該年度の事業実績を区長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 14 条 区長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該優良事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助対象事業に要した費用に補助率を乗じて得た額と当該補助金の交付決定額とを比較し、いずれか低い額を交付すべき補助金の額と確定し、優良建築物等整備事業補助金の額の確定通知書（第 14 号様式）により施行者に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第 15 条 前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた施行者は、優良建築物等整備事業補助金交付請求書（第 15 号様式）により区長に当該補助金を請求するものとする。

2 区長は、前項に規定する請求があったときは、提出された書類等を審査し、適当と認めるときは、当該補助金を交付する。

3 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助金の額の確定前であっても、区長は、必要と認めるときは、施行者の請求により、補助金の交付決定をした額の範囲内において、第 3 条に規定する補助対象事業の区分ごとに概算により当該補助金を交付することができる。

（是正のための措置）

第 16 条 区長は、第 13 条に規定する実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該優良事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置をとるよう施行者に命じることができる。

(交付決定の取消し)

第 17 条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 施行者が、偽りその他不正の手段により当該補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 当該補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱、実施要綱若しくは関係法令に違反したとき。
- (3) 施行者が、当該優良事業を中止又は廃止したとき。
- (4) その他施行者が当該補助金の交付を受けることが適当でないと認められる特段の事情があったとき。

(補助金の返還)

第 18 条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を施行者に命じることができる。

- 2 区長は、第 15 条第 3 項の規定により概算により補助金を交付した場合において、当該交付額が第 14 条の規定により確定した当該補助金の額を超えるときは期限を定めてその返還を施行者に命じることができる。
- 3 区長は、前 2 項の規定により補助金の返還を命ずるときは、優良建築物等整備事業補助金返還命令書（第 16 号様式）によらなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第 19 条 前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられた施行者は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を納付しなければならない。

- 2 前条の規定により補助金の返還を命じられた施行者は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を納付しなければならない。

第 20 条 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項に規定する違約加算金の計算については、返還を命じた補助金は、最後の受領日に受領したものとする。ただし、当該返還を命じた補助金の額がその日に受領した補助金の額を超えるときは、当該返還を命じられた補助金の額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領日において受領したものとする。

- 2 区長は、前条第 1 項の規定により命じた違約加算金の納付があった場合において、施行者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当

該返還を命じた補助金の額に充てる。

(延滞金の計算)

第 21 条 第 19 条第 2 項の規定により延滞金を納付すべき施行者が、返還を命じられた補助金の未納付額一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付した金額を控除した額とする。

(関係書類、帳簿等の整理及び保管)

第 22 条 施行者は、優良事業に係る収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類その他当該優良事業の実施の経過を明らかにするための書類を作成し、当該優良事業の完了日の属する会計年度終了後、5 年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第 23 条 施行者は、この要綱に基づき補助を受け取得し又は効用を増加した次に掲げる財産を、補助金の交付決定に定める補助金の用途以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、実施要綱第 1 条に規定する補助金の交付の目的、当該優良事業に係る補助金の額及び当該財産の耐用年数を勘案して、区長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 工作物、機械及び器具

(3) その他補助金の交付の目的を達成するために、区長が特に必要があると認めたもの
(委任)

第 24 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

(通則)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、葛飾区補助金等交付規則（昭和 40 年葛飾区規則第 55 号）の定めるところによる。

付則

この要綱は、平成 9 年 8 月 1 日より施行する。

付則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。